

平成27年版

# 人権教育・啓発白書



法務省・文部科学省 編

平成 27 年版

# 人権教育・啓発白書

平成 26 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

---

**表紙「世界人権宣言啓発書画・第13条」** 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家こぎたいほう小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

**「風船」**

世界を自由に行き来できることを表わしたもの

---

# 人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

上川 陽子



文部科学大臣

下村 健二

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下、人権尊重の理念が、広く国民に浸透し、人権を尊重する社会の実現に向け着実に歩みを重ねてきました。一方で、人権を取り巻く各種領域に目を転じると、いじめや児童虐待等の子供の人権問題、いわゆるヘイトスピーチ等の外国人の人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題、インターネット上の人権侵害等、依然として解決すべき課題の生起はやむことはありません。

平成32年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定であり、今後、様々な人たちが我が国を訪れることとなります。これらの人たちを歓迎し、この大会を成功させるためにも、私たち一人一人が、違いを認め、互いを尊重することの大切さに思いをいたすとともに、全ての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現に向けて、歩み続ける必要があります。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）に基づき、国民が、人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んできました。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成26年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにいただければ幸いです。

平成27年6月

# 目次

はじめに

<b>第1章</b>	<b>平成26年度に講じた人権教育・啓発に関する施策</b>	1
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	2
1	人権教育	2
2	人権啓発	4
第2節	人権課題に対する取組	12
1	女性	12
2	子ども	18
3	高齢者	25
4	障害のある人	28
5	同和問題	34
6	アイヌの人々	37
7	外国人	39
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	43
9	刑を終えて出所した人	46
10	犯罪被害者等	47
11	インターネットによる人権侵害	50
12	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	52
13	その他の人権課題	56
第3節	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	62
1	研修	62
2	国の他の機関との協力	65
第4節	総合的かつ効果的な推進体制等	67
1	実施主体の強化及び周知度の向上	67
2	実施主体間の連携	68
3	担当者の育成	70
4	人権教育啓発推進センターの充実	71
5	マスメディアの活用等	72

◆ 6	インターネットの活用	76
◆ 7	交通機関の活用	80
◆ 8	民間のアイデアの活用	80
◆ 9	国民の積極的参加意識の醸成	81

**第2章 人権教育・啓発基本計画の推進** .....83

## はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものごと行われている。人権尊重の理念は、広く我が国の国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

しかしながら、一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、我が国社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題等が関心を集めることとなっている。

最近の状況を振り返ると、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は5万9,345件、いじめの認知件数は18万5,803件と依然として憂慮すべき状況にある。また、警察が平成26年にいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、前年より減少したものの456人に上る。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も一貫して増加し、平成25年度には7万3,802件となっている。

加えて、外国人の人権に関しては、近時、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動につき、いわゆるヘイトスピーチであるとしてマスメディアで大きく報道されるとともに、国会の審議のほか様々なレベルでの議論が活発化している。

法務省の人権擁護機関は、「人権侵害事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところである。平成26年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は2万1,718件であり、対前年比で719件（3.2%）減少したものの、①インターネット上の人権侵害情報に係る事件数及び②社会福祉施設に関する事件数が増加し、いずれも過去最高となったことや、③差別待遇に関する事件数が増加するなど、様々な人権問題が生起していることがうかがえる。

一方、人権問題の改善に資する制度的な対応としては、いわゆる児童ポルノに関して、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び

処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められるとともに処罰の拡充等がされたほか、いわゆるリベンジポルノに関して、私的に撮影された性的画像を公表する行為等に対して罰則を設けるなどする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）が成立したことが挙げられる。

このような状況の下、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応できる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また、人権啓発においては、法務省の人権擁護機関が、他の関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、人権について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害のない社会の実現を図るため、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

ここで、未来に目を向けると、平成32年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定である。スポーツを通じてフェアプレーの精神を学び国や文化の違いを越えて互いを理解するという「オリンピズム」の理念に立ち、「互いを理解し人として尊重する」という人権尊重思想を広く社会に浸透させるとともに、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的な全ての障壁に対処するというバリアフリーや、誰にとっても利用しやすくデザインするというユニバーサルデザインの推進を図るに当たって、同大会は絶好の機会となる。

今後、様々な人たちが我が国を訪れる。あらゆる人たちを歓迎し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるためにも、違いを認め、互いの人権を尊重し合う豊かな社会を築き、大会後もこれをレガシーとして次世代に継承していかなければならない。そのためには、各種人権課題に、より積極的に取り組んでいく必要がある。

本書は、平成26年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。